

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2026 年 9 月 30 日

株式会社 F C E

2026 年 9 月 30 日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号

株式会社 F C E

代表取締役社長 石川 淳悦

当社は、2026 年 9 月 30 日付で、当社が吸収分割により権利義務を承継させる吸収分割承継会社である株式会社東京インターナショナルスクールグループ（以下「吸収分割承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約（以下「本分割契約」といいます。）に基づき、2027 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社が東京インターナショナルスクール勝どき校事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社へ承継させる吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行います。

本分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

記

1 吸収分割契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2 分割対価の定め相当性に関する事項

本分割に際して、吸収分割承継会社は、当社に対して本権利義務の対価として金 90 百万円を支払います。なお、本吸収分割の対価については、事前の将来性、収益性等を総合的に勘案し、当事者間での交渉・協議により、公正妥当な価格として合意に至ったものです。

3 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません（本分割に際し、新株予約権の交付は予定されておりません。）。

4 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙2のとおりです。
- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

5 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6 本分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

- (1) 本分割の効力発生日以後における当社の債務の履行の見込みについて
当社の2025年9月30日現在の貸借対照表における資産の額は5,619百万円、負債の額は1,832百万円、純資産の額は3,786百万円であり、その後、これらの額に重大な変更は生じておりません。また、本分割により、当社が吸収分割承継会社に承継させる資産の額は46百万円、負債の額は30百万円となる見込みであり、本分割が当社に与える影響は軽微であり、かつ、本分割の効力発生日後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は、現在のところ予想されておりません。
- (2) 本分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の債務の履行の見込みについて
吸収分割承継会社の2026年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は821百万円、負債の額は472百万円、純資産の額は349百万円であり、その後、これらの額に重大な変更は生じておりません。これらのことから、本分割後における吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、かつ、本分割の効力発生日以後において、吸収分割承継会社が負担すべき債務の履行に

支障を及ぼす事象の発生は、現在のところ予想されておられません。

以 上

別紙 1 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）

（次項以降に添付のとおり。なお、個人情報保護の観点から、従業員の氏名その他の個人情報については、マスキングを施しております。）

吸収分割契約書

株式会社 F C E（以下「甲」という。）と株式会社東京インターナショナルスクールグループ（以下「乙」という。）は、甲が東京インターナショナルスクール勝どき校事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本分割」という。）により、本事業に関して有する本権利義務（第 3 条第 1 項において定義する。以下同じ。）を、効力発生日（第 6 条において定義する。以下同じ。）に、乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第 2 条（商号及び住所）

本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商 号：株式会社 F C E

住 所：東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商 号：株式会社東京インターナショナルスクールグループ

住 所：東京都港区南麻布 2－1 1－1 0

第 3 条（承継する権利義務）

1. 本分割により乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙 1 のとおりとし、別紙 1 に記載のない権利義務は承継しない。
2. 甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日（第 6 条で定義する。）後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。
3. 本分割による甲から乙に対する債務の承継については、免責的債務引受の方法による。
4. 甲及び乙は、甲の労働者を乙に承継するに当たり、以下の手続を行う。
 - (1) 甲及び乙は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「労働契約承継法」という。）に従い、本事業に従事する労働者との労働契約の承継手続を適正に履行する。
 - (2) 甲は、別紙 1 記載の本事業に従事する従業員（主要講師等の重要従業員）との間で商法等の一部を改正する法律（平成 1 2 年法律第 9 0 号）附則第 5 条第 1 項に基づく協議（労働者に対する説明会の開催および個別面談の実施を含む。）を誠実

に行う。

- (3) 乙が効力発生日以降に承継従業員の労働条件について乙の就業規則・賃金体系へ移行・統合するにあたり、2年間の経過措置（激変緩和手当の支給等）を設けた上で行う賞与額等の調整に関し、甲は、効力発生日の前日までに、対象となる承継従業員からの個別同意書の回収その他乙が必要とする手続について、全面的に協力しなければならない。ただし、甲において当該手続の完成を保証するものではない。

第4条（分割対価の交付）

乙は、本分割に際して、本権利義務の対価として金 90,000,000 円を甲に対して支払う。

第5条（乙の資本金及び準備金）

乙は、本分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2027年4月1日とする。ただし、本分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条（分割承認決議等）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、株主総会における本契約の承認、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行う。ただし、会社法の規定に従い不要となる場合には、この限りでない。

第8条（対象物件の賃貸人承諾および名義是正）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、自己の責任と費用において、対象物件の賃貸人（合同会社リバーベイリーシングまたはその承継人）から、本分割に伴う対象物件の賃借人たる地位、敷金返還請求権およびこれらに付随する一切の権利義務、並びに対象物件に付随する倉庫、駐車場その他の施設に係る契約上の地位が乙に承継されることについて、事前の書面による承諾を取得しなければならない。
2. 甲は、前項の承諾取得にあたり、対象物件および付帯施設に係る契約等の借主名義が株式会社 F C E エデュケーションとなっている場合、賃貸人との間で借主名義を甲（株式会社 F C E）へ適法に是正した上で承諾手続を行わなければならない。

第9条（本分割の効力発生の条件）

本分割は、次に掲げる事項が全て充足したことを条件として、効力発生日においてその効力を生じる。

- (1) 第7条に定める甲及び乙の株主総会における本契約の承認が得られたこと。ただ

- し、会社法の規定に従い株主総会の承認が不要な場合には、この限りではない。
- (2) 効力発生日の前日までに本分割の効力発生後に乙が本事業を実施するために関連法令に基づき必要とされる関係官庁等の承認又は許認可等が得られていること。
 - (3) 第8条に定める対象物件の賃貸人から、同条所定の事前の書面による承諾を取得していること。
 - (4) 効力発生日の前日までに、対象物件の建築基準法、バリアフリー条例及び消防法適合のための改修工事が甲の負担において完了し、関係官庁等から発行される確認済証（完了通知書）及び消防検査済証の写しが乙に提出されていること。

第10条（甲の表明及び保証）

- 1. 甲は、乙に対し、本契約締結日及び効力発生日において、甲につき、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。
 - (1) 甲は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、現在適法かつ有効に存続する株式会社であること。
 - (2) 甲は、本契約を締結し、本契約に従ってその義務を履行し、本分割を実行する完全な権限を有していること。
 - (3) 甲は、本契約の締結及び履行並びに本分割の実行につき、法令等及び定款その他の内部規程において必要とされる一切の手続を履践していること。
 - (4) 乙により本契約が適法かつ有効に締結された場合には、本契約に定めるところに従って、甲に対して執行可能な法的拘束力のある義務を構成すること。
- 2. 甲は、乙に対し、本契約締結日及び効力発生日において、本権利義務につき、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。
 - (1) 本権利義務に係る実質上かつ名義上の権利者又は義務者は、甲であること。
 - (2) 本権利義務は、全て甲が適法かつ有効に取得し、又は負担したものであること。
 - (3) 本権利義務のうち資産及び権利には、質権、譲渡担保権その他乙による完全な権利の行使を妨げる権利が設定されておらず、甲の把握している限り、その他の第三者によるいかなる負担、制限又は権利も一切存在しないこと。

第11条（乙の表明及び保証）

- 1. 乙は、甲に対し、本契約締結日及び効力発生日において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。
 - (1) 乙は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、現在適法かつ有効に存続する株式会社であること。
 - (2) 乙は、本契約を締結し、本契約に従ってその義務を履行し、本分割を実行する完全な権限を有していること。
 - (3) 乙は、本契約の締結及び履行並びに本分割の実行につき、法令等及び定款その他の内部規程において必要とされる一切の手続を履践していること。
 - (4) 甲により本契約が適法かつ有効に締結された場合には、本契約に定めるところに従って、乙に対して執行可能な法的拘束力のある義務を構成すること。

第 12 条（競業禁止義務）

甲は、効力発生日から 3 年間、自ら又は第三者をして、乙が承継する本事業と競合する事業を行わない。ただし、甲又は甲の子会社において本契約締結時点で行っているものは除く。

第 13 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本事業の遂行及び財産の管理をし、乙の事前の承諾がない限り、本事業に係る財産若しくは権利義務又は本事業若しくは本分割に重大な影響を及ぼす行為を行わない。

第 14 条（費用・公租公課）

本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の手続に要する登記費用その他一切の各当事者において発生する費用は、甲及び乙が別段の合意する場合を除き、各自の負担とする。

第 15 条（本契約の変更、解除及び終了）

1. 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。
2. 本契約は、効力発生日（第 6 条但書の規定に基づき変更された場合には、変更後の効力発生日をいう。）までに第 9 条各号に掲げる条件が充足しなかった場合には、その効力を失う。

第 16 条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

第 17 条（準拠法及び合意管轄）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。また、本契約に関し甲乙間に生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（以下余白）

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上各1通を保有する。

2026年9月30日

(甲)

住 所：東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

会社名：株式会社F C E

代表者：代表取締役社長 石川 淳悦

(乙)

住 所：東京都港区南麻布2-11-10

会社名：株式会社東京インターナショナルスクールグループ

代表者：代表取締役社長 坪谷 良

別紙 1 承継権利義務明細書

甲は、2026 年 9 月 30 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、以下に記載する資産、負債及びその他の権利義務（法令上承継可能なものに限る。）を、効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。

1. 承継する資産及び負債

対象事業に属する一切の資産及び負債

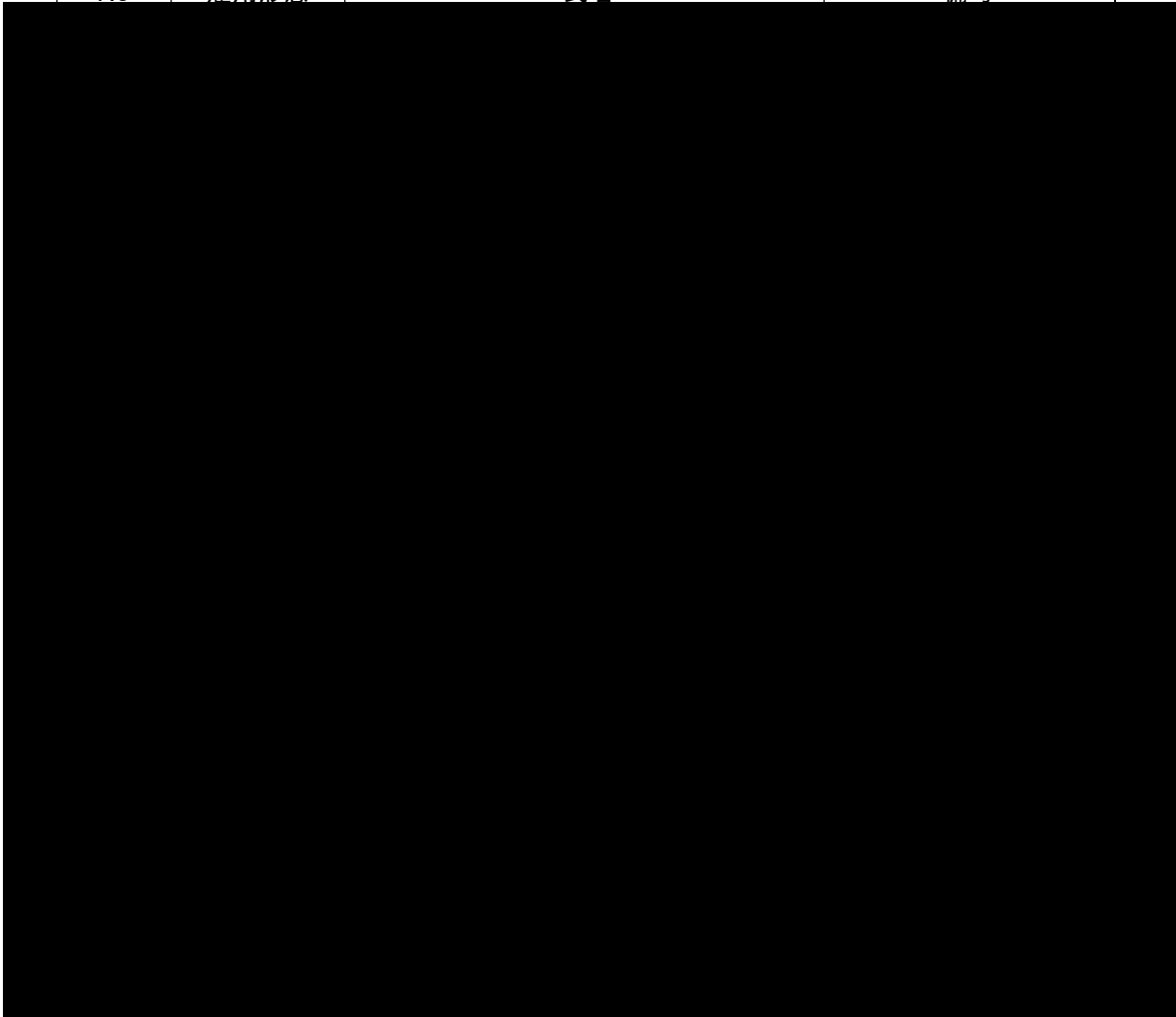
2. 承継する雇用契約

対象事業に主として従事する以下に記載する従業員

3. その他権利義務等

対象事業に属する一切の契約その他の権利義務等

No	雇用形態	*氏名	備考
----	------	-----	----



以上

別紙 2 吸収分割承継会社の計算書類等

(次項以降に添付のとおり)

事業報告

2025 年 4 月 1 日から

2026 年 3 月 31 日まで

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、インバウンド需要の回復や雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな景気回復の動きがみられました。一方で、物価上昇や人件費の高騰、為替変動等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

教育業界においては、グローバル化や情報化の進展を背景に、幼児期・児童期からの英語教育および探究型学習への関心が高まり、単なる語学習得にとどまらない思考力・表現力・創造性を重視した教育へのニーズが一層拡大しております。

このような環境のもと、当社グループにおいては、「Be unique. Be the future.」を教育理念として掲げ、東京インターナショナルスクールキンダーガーデンおよびアフタースクールを中心とした教育事業を展開いたしました。

当事業においては、全国の各スクールにおいて安定的な運営体制の維持に努めるとともに、探究型カリキュラムの実践を通じて、英語によるコミュニケーション能力に加え、自ら考え表現する力や他者を尊重する姿勢など、グローバル・スキルの育成に注力いたしました。

また、外国人教師を含む教育人材の採用・育成および研修体制の強化を推進し、教育サービスの品質向上に取り組むとともに、フランチャイズ展開を通じたパートナー企業との連携強化により、事業基盤の拡大を図っております。

一方で、人材採用の競争激化や教育現場における人件費・運営コストの上昇等により、短期的には利益面での影響が生じたものの、将来の事業拡大および教育サービスの更なる品質向上に向けた基盤整備として、各種施策を推進しております。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高 1,082,154 千円と前年同期比 15,383 千円（1.4%）の増収、営業利益 17,642 千円と同 9,335 千円（△34.6%）減益、経常利益は 17,546 千円と同 12,217 千円（△41.0%）の減益、当期純損失は△17,187 千円となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資は、有形固定資産の取得等、総額 20,845 千円となっております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡等

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

	第 11 期 (2022 年 3 月期)	第 12 期 (2023 年 3 月期)	第 13 期 (2024 年 3 月期)	第 14 期 (2025 年 3 月期)	第 15 期 (2026 年 3 月期)
売 上 高 (千円)	915,928	972,401	1,021,813	1,066,771	1,082,154
経常利益 (千円)	15,531	15,591	31,432	29,763	17,546
当期純利益 (千円)	10,594	△16,248	27,203	△40,014	△17,187
1 株当たり 当期純利益 (円)	35,315.25	△54,162.75	90,678.66	△133,383.02	△57,290.61
総 資 産 (千円)	928,795	878,453	913,794	816,937	821,322
純 資 産 (千円)	395,503	379,254	406,458	366,443	349,256
1 株当たり 純資産 (円)	1,318,345.78	1,264,183.02	1,354,861.68	1,221,478.66	1,164,188.05

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 (2026 年 3 月 31 日現在)

会社名	資本金 (千円)	出資比率	主要な事業内容
株式会社レアジョブ	657,207	100.0%	リスキリング事業、子ども・子育て支援事業

(注) 当社は 2025 年 8 月 29 日付で株式会社レアジョブの連結子会社となっております。

なお、同社は当社の株式を 300 株 (出資比率 100.0%) 保有いたしており、また、当社は親会社から役員の派遣を受けております。

② 重要な子会社の状況 (2026 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「Be unique. Be the future.」を教育理念として掲げ、主に幼児期・児童期を対象とした東京インターナショナルスクールキンダーガーデンおよびアフタースクール等の運営、並びにフランチャイズ展開による教育サービスの提供を行っております。

少子化は進んでおりますが、幼児期からの英語教育および探究型学習への関心が一層高まっており、単なる語学習得にとどまらない質の高い教育へのニーズに応じていく必要があります。

一方で、人材採用の競争激化や人件費・運営コストの上昇など、取り巻く経営環境は厳しさを増しており、収益性の改善と事業基盤の再構築が急務となっております。

なお、対処すべき課題は以下のとおりです。

① 教育サービスの品質向上と収益性の改善

教育現場における人件費やスクール運営コストの上昇は、当社の利益面における主要な課題となっております。各種コストの最適化を図るとともに、探究型カリキュラムの一層の深化、および付加価値の高い教育・保育サービスの開発・提供を進めることで、顧客満足度の向上と適正な収益性の確保（黒字化への早期転換）を最重要課題として推進してまいります。

② 優秀な教育人材の確保及び育成体制の強化

当社の事業基盤は、外国人教師をはじめとする優秀な教育人材によって支えられております。採用競争が激化するなか、国内外からの優秀な教師・スタッフの獲得に向けた採用チャネルの多様化と、社内研修・育成体制の更なる充実を図ります。あわせて、働きやすい労働環境の整備や人事制度の充実を進め、人材の定着と教育品質の均一化に努めます。

（５）主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社は、幼児および児童を対象に「21世紀を生き抜く力＝グローバル・スキル」の育成を目指し、東京インターナショナルスクールキンダーガーデン、アフタースクールおよび英語学童保育施設の運営並びに英会話サービスの提供を行っております。また、フランチャイズ展開を通じたパートナー企業との連携による全国的なスクールネットワークの拡大、および法人向けの各種教育・保育サービスや人材育成等の提供に取り組み、グローバル教育を総合的に支援しています。

（６）主要な事業所（2026年3月31日現在）

機能	主な拠点
本社	東京都目黒区
キンダーガーデン直営各校	東京都（目黒区、世田谷区、港区）
アフタースクール直営各校	東京都（目黒区、世田谷区（2校）、港区）

（７）従業員の状況（2026年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減
49名（114名）	2名増（40名減）

（注）従業員数は就業人数であり、臨時従業員等は（ ）内に年間平均雇用人数を概算で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026 年 3 月 31 日現在)

借 入 先	借 入 残 高 (千円)
株式会社商工組合中央金庫	52,160

(9) その他会社の現状に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2026 年 3 月 31 日現在)

- ① 発行可能株式総数 8,000 株
- ② 発行済株式の総数 300 株
- ③ 株 主 数 1 名
- ④ 大株主 (上位 10 名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社レアジョブ	300 株	100.00%

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度の末日において取締役及び監査役が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2026 年 3 月 31 日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役社長	坪谷 良	学校法人東京インターナショナルスクール副理事長(理事)
取締役	堤 瑞穂	当社 管理部長
取締役	三瀬 徹	学校法人東京インターナショナルスクール 事務長
取締役	須藤 みゆき	株式会社レアジョブ オンライン英会話事業本部長
取締役	稲垣 司	株式会社レアジョブ 経営管理本部長
取締役	牧 泰亮	株式会社レアジョブ CFO 兼財務戦略本部長
監査役	指方 祐二	株式会社レアジョブ 内部監査室長

(注) 1. 代表取締役 ニュウエル郁子氏は 2025 年 8 月 29 日をもって退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社の親会社である株式会社レアジョブは、当社の取締役及び監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役及び監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	18,280	18,080	200	(-)	4
(うち社外取締役)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
監査役	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち社外監査役)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

- (注) 1. 対象となる役員の員数には、2025 年 8 月 29 日をもって退任いたしました代表取締役ニューエル郁子氏（退任時まで代表取締役）を含んでおります。また、同氏に対する報酬等の額は、同氏の代表取締役在籍期間中の報酬等に基づいております。
2. 取締役の報酬限度額は、2023 年 5 月 26 日開催の定時株主総会において年額 20,000 千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 期末日現在の人員数は取締役 6 名、監査役 1 名であります。なお、上記の対象となる役員の員数との相違は、無報酬の取締役 3 名、および無報酬の監査役 1 名が存在しているためであります。
4. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（基本給）は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

当社の社外役員に関する重要な兼職先につきましては、「3. 会社役員に関する事項 (1) 取締役の氏名等」に記載のとおりであります。当社と各兼職先の間には開示すべき関係はありません。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	614,485	流動負債	406,991
現金及び預金	317,071	1年以内返済予定の長期借入金	12,480
売掛金	45,737	未払金	41,587
前払費用	18,521	未払費用	68,375
未収入金	16,105	未払法人税等	616
預け金	210,634	未払消費税等	12,843
その他の	7,731	前受金	145,018
貸倒引当金	△320	預り金	125,194
固定資産	206,837	その他の	875
有形固定資産	84,681	固定負債	65,074
建物附属設備	66,775	長期借入金	39,680
工具、器具及び備品	1,191	退職給付引当金	25,394
建設仮勘定	16,714		
無形固定資産	9,604	負債合計	472,066
ソフトウェア	420	(純資産の部)	
その他の	9,184	株主資本	349,256
投資その他の資産	112,551	資本金	45,000
投資有価証券	3,330	資本剰余金	131,295
差入保証金	75,921	資本準備金	45,000
繰延税金資産	32,294	その他資本剰余金	86,295
その他の	10	利益剰余金	172,960
		繰越利益剰余金	172,960
資産合計	821,322	純資産合計	349,256
		負債・純資産合計	821,322

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025 年 4 月 1 日から
2026 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,082,154
売 上 原 価		458,483
売 上 総 利 益		623,671
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		606,029
営 業 利 益		17,642
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	661	
雑 収 入	594	
そ の 他	120	1,375
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	880	
雑 損 失	591	1,471
経 常 利 益		17,546
特 別 損 失		
退 職 給 付 引 当 金 繰 入	24,777	
役 員 退 職 金	37,900	62,677
税 引 前 当 期 純 利 益		△45,130
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	718	
法 人 税 等 調 整 額	△28,661	△27,943
当 期 純 利 益		△17,187

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025 年 4 月 1 日から)
(2026 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

	資本金	株主資本							評価・換算 差額等	純資産 合計	
		資本剰余金				利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		繰越ヘッジ 損益
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金	利益剰余金 合計					
					繰越利益 剰余金						
当期首残高	45, 000	45, 000	86, 295	181, 295	190, 147	190, 147	△50, 000	416, 443	-	366, 443	
当期変動額											
当期純利益	-	-	-	-	△17, 187	△17, 187		△17, 187	-	△17, 187	
自己株式の 消却	-	-	△50, 000	△50, 000	-	-	50, 000	-	-	-	
当 期 変 動 額 合計	-	-	△50, 000	△50, 000	△17, 187	△17, 187	50, 000	△17, 187	-	△17, 187	
当期末残高	45, 000	45, 000	86, 295	131, 295	172, 960	172, 960	-	349, 256	-	349, 256	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

最終仕入れ原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物並びに平成 28 年 4 月以降取得建物附属設備及び構築物は定額法、建物以外は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	4 ～ 18 年
--------	----------

工具、器具及び備品	4 ～ 15 年
-----------	----------

(2) 無形固定資産（のれんを除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	5 年（社内における利用可能期間）
---------------	-------------------

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、法人税法による繰入率により計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込み額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

収益を理解するための基礎となる情報

当社は、以下の 5 ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ 1：顧客との契約を識別する。

ステップ 2：契約における履行義務を識別する。

ステップ 3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行時義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時又は充足するにつれて収益を認識する。

当社は主に児童・生徒を対象としたインターナショナルスクール、キンダーガーデン及び英語学童保育施設の運営並びに英会話サービスの提供等を行っております。

これらの各種教育・保育サービス及びレッスンの提供においては、顧客との契約期間にわたり、契約に基づいたカリキュラムや指導等を提供することを当社の履行義務と判断しております。

当社が履行義務を充足するにつれて顧客が便益を享受し、約束したサービスが顧客に移転されることから、当該役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

なお、これらの契約に重大な金融要素は含まれておりません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 300 株

(2) 配当に関する事項

該当なし

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	合計
直営校	605,689
フランチャイズ校	62,437
法人向け	368,957
顧客との契約から生じる収益	1,082,154
外部顧客への売上高	1,082,154

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(その他の注記)

該当事項はありません。

監査報告書

監査役の監査報告 謄本

監査報告書

私は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役決定その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2026年6月24日

株式会社東京インターナショナルスクールグループ

監査役 指方 祐二 印

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社東京インターナショナルスクールグループ 代表取締役社長 坪谷 良

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第15期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類承認の件

提出書面6頁から11頁に記載の計算書類につきまして、会社法第438条第2項の規定に基づき株主総会のご承認をお願いするものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、2026年7月1日をもって、本店を東京都港区に移転することといたしました。これに伴い、現行定款第3条の本店の所在地を、東京都目黒区から東京都港区へ変更するものであります。なお、本議案の効力は2026年7月1日に発生するものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都 <u>目黒区</u> に置く。	（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。

以上

第15期 計算書類に係る附属明細書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

株式会社東京インターナショナルスクールグループ

1. 有形固定資産および無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期 帳簿価額	首 当額	増 加	期 当額減 少	期 当償 却	期 期 帳簿 未 額
有形固定 資 産	建物 付属設備	76,181		3,872	-	13,278	66,775
	車両 運搬具	-		-	-	-	-
	工具、器具及び 備品	1,536		258	-	603	1,191
	建設仮勘定	-		16,714	-	-	16,714
	有形固定 資産計	77,717		20,845	-	13,881	84,681
無形固定 資 産	ソフトウェア	420		-	-	-	420
	その他	9,184		-	-	-	9,184
	無形固定 資産計	9,604		-	-	-	9,604
合計	固定資産合計	87,321		20,845	-	13,881	94,285

2. 引当金明細

(単位：千円)

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額		期 末 残 高
			目 的 使 用	そ の 他	
退職給付引当金	0	26,499	1,105	0	25,394

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額	適 用
給 料 及 び 手 当	189,925	
法 定 福 利 費	102,205	
地 代 家 賃	89,366	
外 注 費	41,403	
広 告 宣 伝 費	23,953	
雑 給	23,192	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	21,358	
通 信 費	18,323	
役 員 報 酬	17,633	
旅 費 交 通 費	16,872	
減 価 償 却 費	13,881	
採 用 教 育 費	8,057	
租 税 公 課	7,704	
支 払 手 数 料	5,962	
水 道 光 熱 費	5,700	
リ ー ス 料	4,967	
賃 借 料	3,727	
保 険 料	1,958	
福 利 厚 生 費	1,936	
退 職 給 付 費 用	1,722	
役 員 賞 与	1,575	
雑 費	823	
修 繕 費	780	
事 務 用 品 費	638	
会 議 費	563	
荷 造 運 賃	426	
消 耗 品 費	369	
退 職 金	359	
交 際 費	279	
諸 会 費	191	
車 両 費	93	
販 売 促 進 費	50	
出 向 者 人 件 費	14	
新 聞 図 書 費	10	
販売費及び一般管理費合計	606,029	